



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成29年1月1日
第 249 号

発行責任者 支部長 後 藤 基 文
編集責任者 副支部長 武 山 卓 史
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



新春のご挨拶



支部長
後藤 基文

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また旧年中は支部会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、欧州においては長引く難民問題がますます増大するなか、イギリスでは、6月にこれを一因とした欧州連合の離脱を問う国民投票を行い、離脱を選択しました。また、アメリカでは11月に行われた次期大統領選挙が、大方の予想を覆しトランプ候補の勝利となりました。これらの要因からも、今後日本経済はどのような影響を受けるのかという不透明感は本年も残存するであろうと思われま

す。我が国では、日銀により従来行われてきた、量的・質的金融緩和政策をさらに上回る、より強力なマイナス金利政策を日本で初めて導入したものの、あまり効果的といえず、熊本県を中心とした地域で発生した地震や伸び悩む個人消費などの影響も相まって、消費税率引き上げは再度延期されることとなりました。

私ども執行部におきましては、昨年5月の定期総会でご承認いただきました事業計画に基づき会務を進めております。

研修関係では、昨年4月より改正された研修諸則に対応できるよう、月例研修会に加え夜間研修会を行い、税制改正をはじめ所得税・相続税・消費税、近年増加している海外赴任に関する税務や組織再編税制など実務に即した研修会を開催しました。広報関係では支部報・ホームページによる会員への情報提供、また小学校・中学校・高等学校への租税教育の更なる充実を図ってまいりました。税務支援関係では税務相談所の運営、無料相談会の企画、商工会への派遣などを通じ、税理士の社会的貢献に努めています。厚生関係では6月に支部研修旅行として「山陰の小京都 萩・津和野巡り」を実施し、10月には支部日帰り旅行として「～秋の「ひるがの高原」パン作り体験と郡上八幡食べ歩きの旅～」を実施し、会員の親睦を深めてまいりました。また、制度部では、税制改正に関する意見の集約並びに検討を行いました。

これからも昭和支部の伝統である「和」をもって、各部が連携をはかり部長・部員の協力のもと、会員のための会務運営をしてまいります。会員の皆様にはますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が会員のみなさまにとって、ご多幸と希望に満ちた良い年となることを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



人には運の良い時と悪い時がある。しかし、運不運は決して他動的にもたらされるものではないらしい。自分の考え方や行いが運を呼び寄せ、また遠ざけるのだそう。たとえ今が不運な状況にあっても、暗くなる必要はない。

自分には運がないと思っている人に知ってほしいことが2つあるそうだ。1つはそのような考え方が本当に「運の悪さ」を招いてしまうこと。もう1つはどんな状態もいつかは変化するという事実。

幸運と不運は入れ違いにやってくる。できるのなら幸運の状態が長く続き、不運は早く終わらせたい

もの。そのためには不運期の過ごし方がポイント。不運時に落ち込むと、ますます不運を呼び寄せる考え方や行動をしてしまいがち。次の事を念頭に置いて生活することがお勧めだそうだ。1. 何でも良い方に考える 2. 良いと思ったことは続ける 3. 努力を怠らない 4. 自分は運がいいと思う 5. 全てに感謝の気持ちを持つ

有名コンサルタント会社も同じようなことを言っていたことを思い出す。素直、プラス発想、勉強好き。

(安井 和彦)

新春
特集

新年に想う 年男・年女

浅野 令子(1月29日)



新年あけましておめでとうございます。

今年で4回めの年女となります。

この数年間、さぼりながらも続けているのはダイエットです。40歳を過ぎたころからお腹のまわりが気になりだし、いろいろなダイエットに取り組みました。はじめは、加圧トレーニングに通いました。加圧トレーニングは、腕に加圧器具をつけた状態で運動を行うと普通に運動するよりも何倍も効果が得られる魔法の運動!ということで友人が「とても痩せた!」というのです。週に1度、専属のトレーナーさんが付いてくれて1時間弱、運動をします。友人によると、加圧トレーニングの他の日は、食べたいものを食べ、特に運動をしなくても、どんどん痩せた!ということだったのですが・・・1年弱通ったのですが私には効果なしでした。

当時、それでもあきらめきれず、どうしてもお腹をへこませたくて、次に筋トレのジムに通いました。パーソナルトレーニングのジムというのでしょうか。週に1度、こちらもトレーナーさんがついてくれて運動をします。このジムでの運動はとてもとても苦しい運動で、となりにトレーナーさんがついて回数を数えてくれるのですが、私はよくその前にギブアップして「ムリムリ!」と言っていたような気がします。こちらのジムは食事についても指導してくれるのですが、トレーナーさんと毎週話していると、自然にカロリーを気にするようになるのです。その結果、大好きな焼肉やカレーライスやケーキが恐ろしくて食べられなくなっていったのを覚えています。そうなる効果も現れてお腹もへこんできたのですが・・・あまりに料金がなくて退会してしまいました。

今は、自宅の近くのスポーツクラブでヨガをしています。体が硬いのでポーズもきちんととれていないかもしれませんが今のところヨガは楽しく続けています。お腹まわりは・・・ご想像におまかせします。

振り返ってみると40代は、こんな風にのんきにダイエットに通うことができて、とても穏やかな日々だったと感じます。

事務所の方々、家族、まわりの方々に感謝しつつ新しい年もすごしたいと思います。

長屋 匡俊(7月7日生)



新年明けましておめでとうございます。年月の過ぎるのは早いもので、三回目の年男となりました。気持ちちは2回目の年男の頃とあまり

変わっていない気もしますが、体のほうはいろんなところから悲鳴が聞こえ始めました。

私は税理士登録をすると同時に開業をしたわけですが、それまでの勤務の頃とはいろいろなことで大きく異なり、最初は戸惑ってました。曲がりなりにも一経営者になったことで、勤務時代とは違ういろいろなことを経験し、今でもさまざまなことを考えさせられる毎日を送っています。大変ではありますが、その反面勉強になることも多く、成長するにはよい機会ではないかとプラスに考えております。これからもまだまだ困難が待ち構えていると思いますが、それを乗り越えていけるように日々頑張っていこうと思っております。

目標を立て、その目標を達成するための計画を作成し、その計画を実行する。このことが、仕事面だけでなく、人生においても大切なことではないかと最近思うところがあります。「一年之計」・「一年の計は元旦にあり」という言葉があるように、物事は最初が大切で、まず始めにしっかりした計画を立てることが必要であるということです。年男という節目の年を迎え、良い機会ですので、今年はしっかりと目標・計画を立て、それを実行していこうと思っております。もちろん、健康面の計画も入れつつ……。

仕事面はもちろんのこと、人生についてもまだまだわからないことも多いため、先輩の先生方からご指導・ご鞭撻を賜りながら頑張っていきたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

野々山 芳男(7月23日生)



最近、何歳ですかと問われて83歳と答えて自分自身でびっくりする今日この頃です。

7周目終わりも間近となり、84歳、戦前、小学2～3年生のころ町内には80歳以上の

人はいなかったと思います。老人といえは近くに70歳前後のご隠居さんがいて屋敷の奥の部屋で読書などされており、私ども子供たちが裏庭に入ると、「こら!」と怒られた記憶ぐらいです。

小学3年生になると男子生徒学級となり、陸軍軍曹(今では2曹)が担任教師として赴任し、豚小屋の清掃と朝7時～7時半に出校し、運動場3周の日課、行き届かない点があれば、その班員全員往復ビンタ2～3発、言い訳なし[門答無用]。戦火は激しくなり学童疎開が始まり9割は西尾の寺等へ…私は母の看病手伝いで残留し、20年5月焼夷弾の猛爆で罹災者、母病死と引越し、焼け野原の夜、父夜勤、一人ポツンと電気なし真っ暗、西の空が空襲で明るくなり四日市かなと、また東の空が明るくなれば岡崎か…と。食糧難で芋粉のまんじゅうと芋のつるの汁をのんでおなかの足しにして生きてきました。今、芋様のお陰で現在の生命があったのかな? その頃と現在を比較すれば、極楽、極楽。夜9時に寝て、朝5時起床、みそ汁作りぐらいで後は自動化ばかりです。

老いて80歳過ぎれば、学友、友人等の7割はあちらの世界へ。向うのほうにぎやかです。

平成14年より二度目の山の会に。近隣の山歩きとリハビリセンターのストレッチ教室で、頭はぼけても健脚で…。

夢は妙高山麓の露天風呂にはいり、山々と秋風を感じながら山行できたらと…。

あと4年生きなれば。母は44歳で死亡したので生き足りない分 $44+88=132\div 2=66$ ですから、残り22年はおふくろの分を生きているのです。

税理士法人が増加するなかで、ひっそり、ささやかに生きている税理士がいることを忘れないで。

夢みたものは ひとつの幸福

ねがったものは ひとつの愛

山なみのあちらにも しずかな村がある

明るい日曜日の 青い空がある

立原道造詩集より

早川 昭雄(7月9日生)



早いもので今年60歳になるのですが、少し昔であれば、会社定年退職の歳であります。隠居生活に入る歳ですが、今では平均寿命が

延び、会合等でお会いする諸先輩方が、お元気に業務に励んでおられるのを見ますと、まだまだ社会のため、お客様のため、業務に精進せねばならないことをつくづく想う毎日であります。

思い起こせば、この税理士業務に携わることになったのは、先輩に税理士をされている方がおられ、なにかとこの業界のことを教えていただき興味を持ち、大学卒業後会計事務所の求人に応募しました。税理士を目指したものの会計事務所に勤務し休日に簿記学校へ通う毎日で、当初目指した目標も税理士試験不合格の通知を受けるたび、何度かあきらめかけ、挫折の日々でした。今となつては、この業務に就くことができお客様に感謝の言葉をかけられると、そのつらい思い出もなつかしく想います。

最近では中小企業が景気の影響もあり、その件数が減少の一途をたどっており、税理士を目指す若い人たちが減少している話を耳にします。若い人たちには、税理士業界に興味を持っていただき積極的にチャレンジしていただきたいものです。私たち現役の税理士も後輩の指導を惜しみなく応援していくことが必要かと想います。

そして、これからも日本の経済を支えていく中小企業の発展を税理士としてバックアップしていただかなければならない使命感をもっていただくことを期待します。

私的には子供も成人し、親としての役目も終わったのかと思い、自分の時間を少しもてるようになって、これからは残りの人生を楽しみたいと想っております。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

山田 裕(7月23日生)



新年明けましておめでとうございます。

時が流れるのは早いもので、今年「還暦」という人生の節目を迎えます。

「還暦」は、干支(十干十二支)が一巡し、起算点となった年の干支に戻ることに。通常は人間の年齢について言い、数え年61歳(生まれ年に60を加えた年)を指します。現在では、数え年に代わって満年齢を用いることが多くなったため、還暦祝いを満60歳の誕生日を中心に行うことが増えてきています。(Wikipediaより)

ところで、平成25年の高齢者雇用安定法の改正から65歳定年が徐々に増えていますが、まだ満60歳を定年とする企業が約8割を占めています。生活のため、健康のため、或いは自分の経験や能力を活かしたいという理由から60歳定年後も働き続ける人も多いのですが、やはり60歳は働く人間にとって一つのターニングポイントです。私も、最近身体の衰えを感じるが多くなりました。

さて、私が開業してから今年で15年が経過しました。暗中模索しながら、また、がむしゃらに、税理士会の先生方や関与先など多くの人に支えられ、これまで税理士としてやってきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

これまで経験を重ねてきた自分の仕事に自負を持つと同時に、これに慢心せず、これからも社会に認められる存在でありたいと願っています。もちろん、税理士に定年はありませんし、健康である限りは仕事を続けていくつもりです。

子供たちも成長し、家内と二人で過ごす時間が増えてきました。プライベートな時間も大切にしながら、悔いのない税理士人生を送れるよう努力して参ります。皆様、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

吉田 俊雄(10月4日生)



浄土真宗本願寺派の中興の祖と言われる蓮如が、応仁の乱時に北陸布教の拠点としたのがあわら市北辺の吉崎御坊である。現在も東西本願寺があり往時には門前町として栄えたが、今はさびれた観光地となっている。

蓮如が吉崎御坊に滞在したのは四年ほどであるが、親鸞回帰をスローガンに「南無阿弥陀仏とひたすら念仏を唱えることによって極楽往生できる」と、農民、山の民、海の民という当時の社会の底辺の人々に分け隔てなく教を説いた。「講」を組織し、時には「お文」という平易な文章で寄合衆に説き布教したことが効を奏し爆発的に信者を増やし北陸布教の聖地となった。毎年四月下旬に蓮如をしのんで「蓮如忌」が催されている。

近年、田舎の同窓会に出席すると、昔を懐かしんで賑やかだった「蓮如忌」のことが時々話題に上ることがあるが、学校で「蓮如上人の話を聞いた記憶が無い」と異口同音に言う。6回目の「年男」を数える間に歴史小説を読むようになり、多少古里の歴史に明るくなったが、もっと早く知っておればと残念に思うこともある。地元の元校長の話によると「郷土史は試験に出ないから素通りで、また時間がないので全く教えていない」とのことである。

北陸地方のみならず年々過疎化が進み、子供の数も少なくなり学校も統廃合され、学び舎がなくなる時代となった。又、風水害や地震などで歴史遺産も崩壊している。過疎化が進み地域の結びつきも風化している今こそ、郷土の歴史を伝えていくことが必要な時代に入ったのではないだろうか。

蓮如後、本願寺派は「一向一揆」の時代に入り、信長時代の石山合戦、秀吉時代の宗主争いによる分裂、家康時代に東・西本願寺に二分され現在に引き継がれている。これらは北陸布教が原点にあることは否めず、もっと郷土の歴史を教える場が望まれる。

11月支部研修

(平成28年11月11日開催)

「判例裁決から見る 加算税の実務」

講師：税理士 佐藤喜恵氏



加算税の条文には、「正当な理由があると認められるものがある場合」等、どのような事実があればその文言（要件）に該当するのか、通常の言葉の意味だけでは判断がつきにくいものがあります。そこで、加算税に関して議論が生じやすい条文を抽出して分析した上で、論点ごとに事件を整理して紐づけるという形でお話を頂きました。

(1) 国税通則法65条《過少申告加算税》

通則法65条1項は過少申告加算税の課税要件、税額計算、2項及び3項は、申告漏れが大きかった場合の税額加重の計算、4項は、1項の要件に該当する場合でも、正当な理由がある部分については加算税を課さない旨を規定している。最高裁は、その「正当な理由」に関して、「『真に納税者の責めに帰することのできない客観的事情』がある上で「過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を付加することが不当または酷になる場合」に該当するか」という解釈を示している。正当な理由については、①税法解釈、②事実関係の不知や誤認等、

③税務官庁の対応に整理して事例が語られた。

(2) 国税通則法66条《無申告加算税》

通則法66条は、申告納税方式の国税について、期限後申告書の提出や決定があった場合、その後さらに修正申告書の提出や更正があった場合に無申告加算税が課せられることを規定している。

(3) 国税通則法67条《不納付加算税》

通則法67条は、源泉徴収に係る税額納付が適正に行われなかった場合の不納付加算税について規定、65条及び66条が「賦課する。」と規定するのと異なり、67条が「徴収する。」と規定するのは、源泉徴収義務者が国に納付しない場合に、国は、徴収義務者を相手に強制徴収手続きを進めることとなっているためである。ただし次の3要件を満たす場合は、不納付加算税は徴収されない。

①源泉徴収による国税が、納税告知を受けることなく自主的に納付されたこと

②その納付が、その法定期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合に該当すること

③その納付が、その法定期限から1月を経過するまでに納付されたものであること

(4) 国税通則法68条《重加算税》

通則法68条は、過少申告加算税や無申告加算税が課せられる要件を満たす場合や、不納付加算税が徴収される要件を満たす場合に、不正行為があった時の各加算税の荷重について規定している。同条1項から3項は、過少申告加算税が課されること等が前提となっており、「納税者が」計算の基礎となるべき事実を隠ぺいまたは仮装したところに「基づき」納税申告書を提出していたときに、過少申告加算税に代えて重加算税が課される。その「納税者が」につき、裁判例では、重加算税の趣旨を踏まえ、基本的には行為者が本人でなくても、本人が行ったのと同様と考えれば要件は満たすと判断されるが、第三者の仮装行為を、事実関係の総合的評価をもって納税者

自身の行為と同視するケース、納税者の管理責任等に言及するケース、行為者が納税者の代理人または使者であったと認定するケースなどがある。さらに、行為者と納税者との関係、行為者の役割、納税者の払った注意の程度等が重要な要素になるとされる。

(5)〈平成29年1月1日施行〉加算税見直しに関する留意点

①更正予知に係る加算税減免措置の見直し

調査の事前通知以後、かつ、その調査があることにより更正または決定があることを予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(現行0%)については5%(一定超過部分は10%)とし、期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行5%)については10%(一定超過部分は15%)とされる。

②繰り返しの無申告または仮装・隠ぺいに対する加重措置の創設

改正前の加算税の税率は、過去の「無申告や仮装・隠ぺい」行為の回数にかかわらず一律とされていたため、意図的に「無申告や仮装・隠ぺい」を繰り返すものに対する牽制効果は限定的であった。そこで、悪質な行為を防止する観点から、過去5年間以内に無申告加算税または重加算税を課されたものが、再び「無申告または仮装・隠ぺい」に基づく修正申告書等の提出等を行った場合について、通常に加算税の税率に10%を加重する措置が導入された。

実際の講義にあたっては、新旧様々な裁決事例を基に非常にわかりやすくお話し頂きましたが、紙面の都合上、割愛させて頂いたこと、ご容赦ください。

税務に携わる専門家が、日常業務で加算税の課税要件等を単独で意識することがそれほど多くない中、そうした事例に遭遇した場合の、一考検討するに大変貴重な機会となり、まことに有難うございました。

(研修部 表野 宏和)

12月支部研修

(平成28年12月9日開催)

1. 書面添付について

講師：昭和税務署 資産課税第一部門
統括国税調査官 石川喜義氏



今回の書面添付制度の研修会は、国税庁作成の添付書面の記載について(相続税関係)に基づき、添付書面の書き方及び留意事項についてであった。

書面添付制度とは、適正な課税の実現を図る為、添付書面記載内容の充実と、意見聴取制度の運用の充実が、求められております。それを実現する事により、税理士の社会的地位の向上、税務申告の円滑化、納税者にとっても有意義となるものである。

その為にも、国税庁作成のチェックシートを利用する事によって、書面で明らかにし、意見聴取の際は、積極的に意見を述べる事により、当局の疑問を解消し、調査の省略に至るよう作成して欲しいとの事である。また、意見聴取は、行政指導であり、修正申告の必要が生じた場合は、修正申告をしても加算税の対象にはならないとの事である。

添付書面については、特に以下の点について、詳細に記載して欲しいとの要望があった。

- ① 生前中に不動産を売却又は購入した場合など相続財産の顕著な増減事項について
- ② 納税者から相談を受けた事項
- ③ 財産の帰属について、名義預金についてはその判断をした理由
- ④ 現金残高については、実在性その金額に至った理由

- ⑤ 相続開始前の不明入出金についての用途等
相続税基礎控除の引き下げによる申告数の増加に伴い、円滑な申告業務を求めるにあたっての書面添付の積極的な活用、添付書面の記載に対する注意点及び要望を解説頂いた。

2. 平成28年年末調整について

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
上席国税調査官 平島睦巳氏



年末調整について、昨年同様、留意事項等について、以下の説明を受けた。

- ① 平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当の非課税金額が10万円から15万円に引き上げられた。28年4月の改正前に支払われた通勤手当については、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本遠年末調整で清算する必要がある。
- ② 平成28年4月1日以降に提出する給与所得者の保険料控除申告書・給与所得者の配偶者特別控除申告書・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書については、マイナンバーの記載が、不要である。
- ③ 国外居住親族について扶養控除の適用については、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要である。
- ④ 年少扶養・特定扶養・老人扶養については、早生まれに適用誤りが多いので注意が必要。
- ⑤ 被扶養者の重複適用がないよう気を付ける。
- ⑥ 扶養親族の収入確認を忘れない。
- ⑦ 寡婦控除の要件は、婚姻関係が必要であり、事実婚での適用は受けられない。

- ⑧ 障害者控除にあたり、障害者手帳は、愛知県発行のものは、Aが特別障害者、名古屋市が発行のものは、1級及び2級が特別障害者である。
- ⑨ 介護認定を受けた方の障害者控除については、高齢者福祉課による認定書が必要である。
- ⑩ 平成29年分の所得税の計算において、給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされた事に伴い、源泉徴収税額票が改正された。

3. 平成29年償却資産(固定資産税)の申告について

講師：金山市税事務所 固定資産税課
償却資産係 田中 敦氏



償却資産税の申告について、提出先・提出期限の注意と共に、窓口提出にあたり、マイナンバーの取り扱いについて、下記身元確認書類についての説明があった。

- ① 税理士本人が提出の場合は、税務代理権限書及び税理士証票の提示が必要である。
- ② 職員が提出の場合は、税務代理権限書及び税理士証票の写しの提示が必要である。
- ③ 郵送の場合は、上記①の写しの同封が必要である。
- ④ 電子申告の場合は、電子証明書等により確認を行うとの事である。

今回の改正事項として、中小企業者等が取得した経営力向上設備に係る課税標準の特例が、創設された事、太陽光発電設備について、課税標準の特例が変更された事の説明を受けた。

(研修部 安藤久規)



熱烈歓迎



昭和14班

村上 太一

昭和支部の皆さま、はじめまして。この度、地元でもある昭和支部に入会させていただきました村上太一と申します。

昭和支部の皆さまには祖父勇、父和隆が大変お世話になっており、私で三代目になります。三代目のジnkクスに負けないように頑張りたいと思います。

以前は、東区にありますが税理士法人に所属し、五年ほど仕事をさせていただきました。五年と短い間ではありましたが、さまざまな経験を積むことができました。大変感謝しています。

これからは、その経験を生かし、より一層お客さまに満足していただけるよう努力をしたいと考えています。前の事務所が「何でもやる」事務所だったので、「何でもやる」・「取りあえず聞いてみよう」と思っていただけのかかりつけ医のような税理士になりたいと思います。

趣味は、音楽鑑賞と美術鑑賞と映画鑑賞（ここ二年位映画館に行っていないので映画鑑賞が趣味とは言えなくなってきましたが）と完全にインドア派です。音楽鑑賞は、コンサートやライブに行くよりは、ポータブルの環境で移動中に音楽を聴くことの方が多いです。面白いイヤホン等ありましたら、教えていただくと幸いです。

昨今は、お客様を取り巻く環境のみならず、我々税理士業界も激動の時期にあると考えています。古きを温ねて新しきを知る、温故知新の精神で今まで皆さま諸先輩方が培ってきたものを大切に、変化を恐れずお客さまの縁の下の力持ちに邁進していきたいと考えております。とは言ってもまだまだ未熟者故、皆さま方におかれましては、ご指導ご鞭撻、また御愛顧のほどよろしくお願いいたします。



天白6班

大垣 雅宏

昭和支部の皆様、初めまして。平成28年9月27日に税理士登録が完了しまして、昭和支部に入会させていただきました、大垣雅宏と申します。

現在は、天白区植田にあります恩田渉税理士事務所に勤務しております。

家は、名古屋市緑区の大高緑地公園徒歩圏にあり、子供が小さな頃はよく遊びに行ったものです。あの小さかった子供たちも、今では大学一年生と高校三年生になり、親の手を離れた後での税理士登録となりました。

そもそも、なぜ税理士を目指したのか？

大阪の大学に進学した私は、一年生のゴールデンウィークに友人宅へ遊びに行きました。

そこには勉強机と大量のテキストがあり、聞いてみると司法試験の専門学校に通っているとのこと。そこで、自分でも目指せる資格はないかと思いつけたのが、税理士だったのです。そして友人をマネするように、専門学校へ通うことにしました。

就職活動においては、未経験者で役に立たない私は落ちまくり、やっと拾ってくれたのが前職の先生でした。前職では、ある程度早い時期から、お客様のところにも自由に行かせてもらえました。そんな素晴らしい先生や・先輩・後輩に恵まれたおかげで約21年間働くことができました。今の自分があるのも、前職の先生のおかげだと心から感謝しております。

早いもので、今の職場に来て丸三年が経ちました。

今の先生は高校の同級生です。

お互いに遠慮がなかったり、気を使ったりと色々ありますが、忙しく・楽しくやらせて貰っています。

今後も、日々精進し、学べることは貪欲に学んでいきたいと思っております。

昭和支部の先生方、どうかよろしくお願い致します。

相続セミナーと無料税務相談



国税庁では毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。この期間を含む前後で昭和支部では昭和税務連絡協議会の主催で行われるイベントのうち、11月20日(日)にイオン八事店4階で行われた「相続セミナー」と「個別税務相談会」を担当しました。

今年は初の試みとして、午前中は「税の作品合同表彰式」として、中学生の「税についての作文」小学生の「税に関する習字」等を受賞した生徒に表彰が行われました。表彰式終了後、そのまま名古屋税理士会昭和支部主催の「子ども税金クイズ」を開催しました。表彰式に参加した生徒はもちろん、その場にいた子供達や保護者の方も参加して大盛況となりました。



午後の「相続セミナー」は、相続税の課税対象者が増加することが新聞、雑誌、テレビなどのマスコミでここ最近多くの話題になっていることも

あってか、ご年配の方を中心に多くの方に参加していただきました。内容は近年改正された基礎控除を含めた相続税の基本的なしくみを中心に、パワーポイントを使用した講師を担当された会員のとてもわかりやすい説明で行われました。きっと参加された方も相続税に対する理解を深めていただけたことと思います。



その後の「個別税務相談会」は、約1時間で3名の会員が相談員として担当しましたが、セミナーを聴いて疑問に思ったことや、実際に相続が発生している方、もしも自分に相続が発生したらどうなる?など、相続セミナーに関連した相談から贈与税や所得税等に関する相談まで幅広くありました。相談者の中には税務相談の話から世間話に脱線してしまう方もいらっしゃいましたが、普段あまり税理士とはお付き合いのない方に接する良い機会になったと思います。また、税理士が税金の専門家であり、その専門家としての職業が社会の中でどのような役割を果たしているかを広報できる良い機会になったとも感じました。

今年も、来年度の税制改正の内容をまとめた税制改正大綱が発表されました。税制や税務を取り巻く環境がめまぐるしく変化している中で、税理士である自分自身もまたさらに「税を考える」ことが必要であると改めて実感した有意義な時間でした。

(広報部 西澤 洋介)

同好会だより ソフトボール同好会

名古屋税理士会ソフトボール同好会連合主催による、第9回親睦ソフトボール大会が平成28年10月15日（土）秋晴れのもと岐阜県各務ヶ原市の各務原市総合運動公園ソフトボール場にて開催されました。結果は第3位でした。ここ数年は一・二回戦での敗退が多かったため、優勝は逃したものの久々の入賞に参加者も満足の日でした。支部長（支部長賞をいただきました）はじめ多数の会員先生に応援を



していただき、本当にありがとうございました。

試合は総勢16チームのトーナメント制で支部単位での戦いです（1チームは連合チーム）。かっこいいユニホームで統一されたいかにも強そうなチーム、ゼッケンを掛けただけの一見弱そうな私服のチームとさまざまなチームがあります。我が昭和支部も伝統あるユニホームで試合に臨みました。1回戦は熱田支部、2回戦は岐阜南支部となんなく？勝ち進みました。準決勝戦で昨年の優勝チーム千種支部との対戦となり、あと一步のところまで善戦したのですが惜しくも敗退。3位決定戦で東支部に勝利をして、3位入賞となり、金一封を頂戴しました。

今年も大会に向けて5月から月3回程度の練習をしてきたのですが、8月以降雨で思うように出来ず、練習試合も雨で中止となる不運も重なり、ぶっつけ本番で試合に臨むことになってしまいました。



ただ試合になれば、調整不足もなんのそのホームランは出るわ、ファインプレーは出るわ、心配していた怪我人を出すこともなく、またキャプテンの計らいで、ほとんどすべての参加者（21名）が試合に出場し、皆が一丸となってプレーを楽しみました。

「40歳以上の選手が常時3人以上起用されていること」というルールがこのソフトボール大会にはあります。我が支部は、幸いにも高齢者チームのためこのルール違反する心配はありません。そもそもこのようなルールがあるということは、その頃は若手の選手が沢山いたのでしょうか。ここ数年、新入部員の加入がありません。若手の皆さん、本年も5月から練習がスタートします。興味のある方一度覗いて見てください。ソフトボールを通じて、親睦をはかり日ごろの運動不足を解消してみてもどうでしょうか。（今枝 清）



【11月の月例集会】

平成28年11月11日(金) 13時30分より
名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 年末調整関係書類及び法定調書の発送時期の遅延について [法人課税部門]
2. 所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)の納税について [管理運営部門]
[予定納税第2期分納期限]平成28年11月30日(水)
3. 確定申告期における閉庁日対応について [総務課]
[閉庁日対応を行う日]
平成29年2月19日(日)及び2月26日(日)
4. 不要なメール及び電話等について [総務課]

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定並びに配布図書について
総務部：今後の予定について

【12月の月例集会】

平成28年12月9日(金) 13時30分より
名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 税務関係書類提出時における「提出票」作成のお願いについて [総務課]
2. 税理士法違反行為Q&A及びリーフレットの活用について [総務課]
3. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について [総務課]
4. 源泉所得税関係 [法人課税部門]
イ 源泉所得税及び復興特別所得税に係る未納税額の照会について
ロ 税務署提出書類の確実な記載等について
5. たばこ税等の手持品課税について [法人課税部門]
6. プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて [個人課税部門]

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について
税対部：確定申告期無料相談の割付発送について
総務部：今後の予定について

支部よりお知らせ

・1月月例集会及び研修会のご案内

※会場が通常と異なりますのでご注意ください。

平成29年1月13日(金) メルパルクNAGOYA

研 修 会：14時30分より

「同族会社のための合併、分割(事業再編、事業承継対策)」

公認会計士、税理士 太田達也氏

1月の配布図書 「確定申告の手引き(平成29年3月確定申告用)」税務研究会

月例集会：16時45分より

新 年 会：18時より

・2月月例集会及び研修会のご案内

平成29年2月10日(金) 天白文化小劇場

月例集会：13時30分より

研 修 会：14時30分より

「綱紀監察事例について(仮)」

「平成28年分確定申告の留意点(仮)」

税務署 担当者

2月の配布図書 「〈新版〉土地評価に係る現地調査のポイント(仮)」吉野広之進著
税務研究会

訃 報



木村 定雄 会員

昭和19班

平成28年10月3日ご逝去 享年88才
昭和38年5月20日 税理士登録



表野 和夫 会員

瑞穂12班

平成28年11月12日ご逝去 享年86才
昭和37年6月23日 税理士登録